

府子本第 659 号  
2 初幼教第 10 号  
子少発 0612 第 1 号  
子保発 0612 第 1 号  
令和 2 年 6 月 12 日

各都道府県民生主管部（局）  
各都道府県児童福祉主管部（局）  
各都道府県私立学校主管部（局）  
各都道府県教育委員会  
各都道府県認定こども園担当部（局） の長  
各指定都市・中核市民生主管部（局）  
各指定都市・中核市児童福祉主管部（局）  
各指定都市・中核市認定こども園担当部（局）

内閣府子ども・子育て本部  
参事官（子ども・子育て支援担当）  
（公 印 省 略）  
内閣府子ども・子育て本部  
参事官（認定こども園担当）  
（公 印 省 略）  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長  
（公 印 省 略）  
スポーツ庁政策課学校体育室長  
（公 印 省 略）  
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長  
（公 印 省 略）  
厚生労働省子ども家庭局保育課長  
（公 印 省 略）

教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（通知）

教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びを行う場合の事故発生の防止については、従来から通知等により適切な指導をお願いしているとともに、平成 28 年 3 月 31 日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、プール活動・水遊び等の監視体制、救急事態

への対応等、これらに関する十分な事前教育の実施や、日常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組を示しているところです。

つきましては、引き続き、教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の発生を防止するため、下記の点に留意の上、管内の教育・保育施設等及び市町村に対して安全管理及び事故防止の徹底を周知するようお願いいたします。

その際、「水泳等の事故防止について」（令和2年4月28日付2ス庁第68号（スポーツ庁）（別添①）の通知及び消費者安全調査委員会作成の教材（別添②③）を参考にさせていただき、貴職において、教育・保育施設等に対する周知をより一層徹底していただきますようお願い申し上げます。

また、プール活動を行う場合の新型コロナウイルス感染症対策については、参考資料①から③を参考に適切に対応していただくようお願い申し上げます。

## 記

1. プール活動・水遊びを行う場合は、次の(1)から(3)までの取組を行うよう、教育・保育施設等に対して一層の周知徹底を図られたい。また、地方公共団体は、安全確保策の充実及び教育・保育施設等への指導監査等により、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにされたい。

(1) プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止すること。

(2) 事故を未然に防止するため、プール活動・水遊びに関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについての事前教育を十分に行うこと。

なお、ガイドラインでは「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」として、以下の点を示している。

- ① 監視者は監視に専念する。
- ② 監視エリア全域をくまなく監視する。
- ③ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ④ 規則的に視線を動かしながら監視する。
- ⑤ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ⑥ 時間的余裕をもってプール活動を行う。等

(3) 事故発生時に適切に対処することができるようになるよう、職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等を含む救急救命講習等の研修の機会を設けること。ま

た、一刻を争う状況にも対処できるように、119番通報を含めた緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常的に訓練を行うこと。

※ 事前教育及び研修を実施するにあたっては、新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮し、研修内容に応じて、実施方法の検討を行うこと。特に、施設で実技を伴う研修を実施する場合は、開催場所、回数、参加人数の調整を行い、いわゆる「三つの密（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））」を避ける等の感染リスクに充分配慮すること。

2. 地方公共団体は、1の(2)「監視を行う際に見落としがちなリスク等の事前教育」に関し、教育・保育施設等がプール活動・水遊びに関わる職員に対する事前教育を効果的に行うことができるよう、施設長に対する研修を実施する、プール活動・水遊びに関わる職員が専門家から学ぶ機会を設ける、マニュアル・チェックシート、危険予知トレーニングツール、事故事例紹介、DVDや動画等の必要な資料を提供するなど、必要な取組を行うこと。

なお、チェックシートについては、消費者安全調査委員会による「消費者安全法第33条に基づく意見」（平成26年6月20日付消安委第50号）のフォローアップとして実施した実態調査結果中の附属資料1及び2の「プール活動・水遊びに関するチェックリスト（別添③）」も適宜活用されたい。

3. 地方公共団体は、1の(3)「研修の機会を設けること」に関し、子供の特性を踏まえたものとなるよう、救急救命講習等の研修の実施、専門家の派遣、実施機関に関する情報提供など、必要な取組を行うこと。

なお、各地方公共団体において実施している、もしくは把握している他の研修実施機関が行う救命救急講習等の研修の開催案内については、認可外保育施設を含めた全ての保育施設等に対し、確実に送付すること。

4. 教育・保育施設等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、子供の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、教育・保育施設等における自発的な安全への取組を促すこと。

#### 【添付資料】

別添① 「水泳等の事故防止について」（令和2年4月28日付2ス庁第68号（スポーツ庁））

別添② 「プール活動・水遊び 監視のポイント」（消費者安全調査委員会作成）

別添③ 「プール活動・水遊びに関するチェックリスト」（消費者安全調査委員会作成）

【消費者庁ホームページ】※別添②③はここに掲載されています

(URL : [https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching\\_material/](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/))

- 参考資料① 「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について (第五報)」(令和 2 年 5 月 29 日付事務連絡 (厚生労働省子ども家庭局保育課))
- 参考資料② 「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」(令和 2 年 5 月 22 日付事務連絡 (スポーツ庁政策課学校体育室、文部科学省初等中等教育局幼児教育課))
- 参考資料③ 「今年度における認定こども園のプール活動の取扱いについて」(令和 2 年 6 月 2 日付事務連絡 (内閣府子ども・子育て本部参事官付))